

# 令和2年度円山動物園夏季交通整理及び誘導警備業務

令和2年度円山動物園夏季交通整理及び誘導警備業務に関する業務仕様は、次のとおりとする。

## 1 業務概要

### (1) 業務目的

本業務は、コロナウイルス感染拡大防止を目的に円山動物園の入園者が安全・快適に園内を観覧できるよう誘導、案内、警備等を行うことを目的とする。

### (2) 履行期間

令和元年7月18日から令和2年9月30日まで土・日・祝日及び8月11日から14日  
(計31日)

## 2 業務従事日、時間、数量

(1) 業務従事日及び委託者の指定する場所（以下「ポスト」という。）及び予定ポスト数については下表のとおりとする。

従事日	ポスト数	基本時間
7月18日(土)・7月19日(日) 7月23日(木)・7月24日(金) 7月25日(土)・7月26日(日) 8月1日(土)・8月2日(日) 8月8日(土)・8月9日(日) 8月10日(月)・8月11日(火) 8月12日(水)・8月13日(木) 8月14日(金)・8月15日(土) 8月16日(日)・8月22日(土) 8月23日(日)・8月29日(土) 8月30日(日)・9月5日(土) 9月6日(日)・9月12日(土) 9月13日(日)・9月19日(土) 9月20日(日)・9月21日(月) 9月22日(火)・9月26日(土) 9月27日(日)	各日3ポスト	8:30~16:00(7時間30分)

※ 基本時間とは、すべての従事者が配置場所に到着して、誘導や案内等を開始する時刻から終了する時刻である。休憩時間に指定ポストを空けることは認めない。

## 3 業務内容

- (1) 受託者は、第1項の目的を達成するため、ポストに雑踏警備員を配置し、入園者を適切に誘導・案内し、安全・快適に通行及び観覧してもらうよう努めるとともに、園内の警備範囲における安全確保のため、不審物の有無の確認等、積極的に行うこと。
- (2) 受託者は、入園者の混雑状況により、円滑に観覧できるよう入口付近のセーフティバー等の移動を、適宜迅速に行うこと。
- (3) 受託者は、警備に必要な案内・誘導看板については委託者と協議すること。また、拡声器等についても受託者が必要数準備することとするが、動物の状況次第では使用を制限する場合がありますので委託者の指示に従うこと。

(4) その他委託者の指示する業務を行うこと。

#### 4 ポスト等

受託者は、次のポストに警備員を配置し、前項の業務のほか各ポストの業務を行うものとする。なお、園内の混雑状況等によりポストの配置を変更する場合がある。

##### (1) 各ポストの基本的な役割

配置場所は別紙図面を参照のこと。

ポスト名	位 置	役 割
ポスト 1	正門入口 配置時間 8 : 30 ~ 16 : 00 (7h30m)	入口付近に配置し、入園者の列整理、誘導及び案内をする。指示があれば、駐車場周辺整理及び園内の巡回を行う。
ポスト 2	西門入口 配置時間 8 : 30 ~ 16 : 00 (7h30m)	入口付近に配置し、入園者の列整理、誘導及び案内をする。指示があれば、駐車場周辺整理及び園内の巡回を行う。
ポスト 3	まるっば付近 配置時間 8 : 30 ~ 16 : 00 (7h30m)	当初、駐車場周辺整理を行う。9 : 30 にまるっば付近に配置し、遊具を利用している来園者が密にならず、安全を確保できるよう整理する。

(2) 従事者は、雑踏警備業務検定 2 級（または 1 級）に合格した警備員を 2 名、交通誘導警備業務検定 2 級（または 1 級）に合格した警備員を 1 名配置すること。

#### 5 報告

- (1) 受託者は、業務中事故等が発生したときは、必要な措置を行うとともに速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、混雑等によりポスト位置の変更が必要になった場合は委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、委託者から混雑状況等について報告を求められたときは、速やかに回答できるよう常に状況を把握するものとする。
- (4) 受託者は当日の業務を、日誌により委託者に報告するものとする。

#### 6 その他

- (1) 受託者は、コロナウイルス感染防止のため、業務に従事する者にマスクを着用させること。また、業務に従事する者に業務開始前に検温を実施し体調管理に努めること。
- (2) 受託者は、全ポスト従事者にはすべて携帯無線機等を配備し、連絡指示を確実にを行うこと。また、委託者との業務連絡用として無線機を委託者に 1 台、受託者が用意するものとし、委託者からの無線連絡については、業務時間中は確実に応答できる体制をとること。
- (3) 受託者は、業務に従事する者には、制服を着用させること。
- (4) 受託者は、業務に従事する者に、園内の状況について情報共有をすること。
- (5) 従事者の詰所や車両停車場所については、委託者・受託者協議の上、決定することとする。
- (6) 受託者は、本業務について疑義が生じたときは、委託者と協議すること。

#### 7 支払いについて

支払いは、一括払いとする。